

第9回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年8月21日(火) 午前9時59分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長	佐 藤 栄 一	委 員	霜 鳥 榮 之
副 委 員 長	高 田 保 則	〃	天 野 京 子
委 員	渡 部 道 宏	〃	阿 部 幸 夫
〃	八 木 清 美	〃	小 嶋 正 彰

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長	関 根 正 明	副 議 長	堀 川 義 徳
-----	---------	-------	---------

7 説明員 0名

8 事務局員 3名

事 務 局 長	築 田 和 志	主 査	齊 木 直 樹
庶 務 係 長	堀 川 誠		

9 件 名

- 1) 令和元年第5回妙高市議会定例会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 協議事項
- 4) その他

○委員長（佐藤栄一） 新しい体制の中での1回目の議会運営委員会でございます。御協力のほどよろしくお願いたします。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（関根正明） 令和元年第5回妙高市議会定例会の議会運営の審議をよろしくお願いたします。以上です。

1) 令和元年第5回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） それではレジメに従って進めさせていただきます。1)令和元年第5回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、及び②会期日割りについて一括して事務局の説明を願います。

局長。

○事務局長（築田和志） お手元の資料に基づきまして、①会期について、②会期日割りについてを御説明いたします。最初に別添4ページからの付議予定案件をごらんください。

今定例会に上程される案件でございます。まず、条例関係は、議案第47号から議案第57号の11件あります。まず、議案第47号妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定、こちらは総務課所管となります。

これは地方公務員法等の改正より、特別職非常勤職員等の任用要件が厳格化され、新たに会計年度任用職員制度が創設運用されるために給与等を条例で制定するものでございます。

次に議案第 48 号妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について、こちらにつきましては総務課所管でございます。成年被後見人等の権利の制限に関する関係法律の整備に関する法律において地方公務員法の一部改正に伴い、その権利に関わる制限を見直すために条例を改正するものでございます。

議案第 49 号妙高市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定につきましては、こちらにつきましても総務課所管です。今ほど 48 号で御説明いたしました、内容と同じものでございます。

次に議案第 50 号妙高市公共施設等適正管理基金条例議定につきましては、財務課所管でございます。公共施設等の維持管理等に必要な財源を積み立てるため、基金の設置について条例を新たに制定するものでございます。

次に議案第 51 号でございます。妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定につきましては、市民税務課所管でございます。住民基本台帳法の改正に伴いまして、住民票の旧姓、苗字でございますが旧姓併記が希望により可能となったことから印鑑登録も同じく併記ができるということでその内容を追加するものでございます。

次に議案第 52 号でございます。妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定につきましては、こども教育課所管でございます。この基準の一部が改正され、経過措置や連携要件が見直されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

議案第 53 号妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定につきましては、同じくこども教育課所管でございます。幼児教育・保育の無償化が 10 月からスタートするというようになっておりますが、それらの支援法の一部改正に基づき地域型保育事業に関わる連携施設の内容や引用している用語の整理を行うため条例を改正するものでございます。

次に議案第 54 号妙高市道の駅あらい条例議定につきましては、観光商工課所管でございます。拡張される道の駅が令和 2 年度に開設するために必要な設置管理等の条例を制定するものでございます。

次に議案第 55 号妙高市営食堂条例を廃止する条例議定につきましては、同じく観光商工課所管でございます。環境省が新たなビジターセンターを整備する計画が食堂ホンドリスの敷地を含めているため、食堂ホンドリスの閉館、解体、撤去に向け、同施設の条例を廃止するものです。また、条例廃止に合わせまして、妙高市観光施設維持管理基金条例の規定部分を削除するものでございます。

次に議案第 56 号妙高市妙高原博物展示施設管理条例を廃止する条例議定につきましては、同じく観光商工課所管です。環境省が新たなビジターセンターを整備するにあたり、現ビジターセンターの設置を定めた新潟県条例の廃止が 6 月県議会で議決されましたので、施設の管理運営について規定している条例を廃止するものでございます。

議案第 57 号妙高市水道事業給水条例の一部を改正する条例議定につきましては、ガス上下水道局所管でございます。水道法の改正により、指定給水装置の工事事業者の指定の更新時に手数料を徴収するために、条例を改正するものでございます。以上条例関係 11 件でございます。

次に事件議決は 2 件あります。まず、議案第 58 号市道の認定につきましては建設課所管ですが、栗原地内における宅地造成に伴い、新設した 2 路線の認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 59 号新潟県と妙高市との新潟県妙高原博物展示施設の管理及び運営に関する事務の委託の廃止につきましては、観光商工課所管ですが、先に御説明いたしました議案第 56 号関連であり、施設の廃止に伴い県との施設の管理運営に関する事務の委託廃止について議会の議決を求めるものでございます。

次に令和元年度予算関係は 2 件でございます。補正予算です。議案第 60 号令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。1 つ目といたしまして、①公務災害の認定に伴う療養補償、総務課所管ですが、御

承知のとおり猟友会の猟師、ハンターの方が熊に襲われてけがをしたという関係でございます。②番、消費税率引き上げに伴い予定されている自治体ポイントの実施に向けた利用環境の整備ということで総務課所管でございます。今後、10%に消費税率が上がるためにそのために景気対策を行う、そのためにポイント制を導入し、マイナンバーカードの連携を行うためというもので聞いております。③番、議案第50号関連ですけれども新たに設置する公共施設等の適正管理基金への積立金ということで財務課所管でございます。④番、障害者総合支援法等の一部改正に伴う在宅介護システムの改修、これは福祉介護課所管でございます。⑤番、児童扶養手当法等の一部改正に伴う児童扶養手当システムの改修でございます。こちらにつきましては、こども教育課所管ですが、今まで手当支給の回数が年3回だったものを年6回ということで法改正されましたので、そのためにシステムを改修するものです。⑥番、生活保護制度の一部改正に伴う生活保護者システムの改修、これもシステム改修でございます。福祉介護課所管でございます。⑦番、防災重点ため池（温水ため池、古溜、大貝ため池、桶海ため池）この4つのハザードマップの作成ということで、法改正によりましてハザードマップを作成する義務づけされた範囲が広がりましてこの4つが新たにハザードマップ作成しなくてはいけないため池と指定されましたために、マップ作製を業者に委託するための補正と聞いております。⑧番、妙高高原博物展示施設（妙高高原ビジターセンター及び食堂ホンドリス）の解体工事、これにつきましては観光商工課所管ですが、これにつきましては、県から無償譲渡を受けるために妙高市が補正をして解体するというので、これにつきましては県と無償譲渡の覚書が交わされておりますのでそれによって無償譲渡を受けて、市が解体するというものでございます。⑨番、平成28年度及び平成30年度の国県支出金等確定に伴う精算に係る費用の補正。これは毎年行われているものですが、こども教育課、健康保険課、福祉介護課、この3課によりまして精算をするものでございます。

次に議案第61号令和元年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。平成30年度の国県支出金等の確定に伴う精算について、これも同じく補正を行うものでございます。

平成30年度決算関係は11件でございます。議案第62号から72号まで5ページから6ページに渡ってでございますが、こちらについては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。以上が今定例会の付議予定案件ということでございます。

申し訳ございません。レジメ1ページにお戻りください。上段①の会期について御説明させていただきます。告示が8月22日となります。招集日は、8月30日初日となります。付議予定案件はただいま御説明させていただいたとおり、全部で26件あります。参考までに昨年は17件ございました。これらの審議のため、本会議6日、委員会3日、そのほか休会が18日間ございます。合計27日が必要であり、会期は8月30日から9月25日までの27日間としたいものでございます。次にこの会期27日間で前提とした②会期日割りについてでございますが、7ページの日割り表（案）をごらんください。

8月30日は10時開会、先に9時から全員協議会を開催いたしますのでよろしく願いいたします。まず、決算関係以外、つまり条例関係と補正予算の提案があります。それに対する総括質疑、その後委員会付託となります。

次に9月4日、5日は10時から一般質問でございます。9月10日は、時間を早めて9時30分から決算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑がございます。11日は引き続き総括質疑です。質疑の最後に委員会に付託されることとなります。

13日、17日、19日につきましては10時から各位委員会となります。各委員会順は例によりまして4年に1回新たに改選された後、リセットされるという例になっております。マニュアルに記載の順番でいきますれば、13日は総務文教委員会、17日は建設厚生委員会、19日は産業経済委員会となりますが、この後再度御確認をいただくこととなりますのでよろしく願いいたします。9月25日は10時から本会議です。各委員長報告、質疑のあと討論、

採決となります。欄外に記載のとおり、一般質問締め切りは、初日3日前の8月27日正午、決算総括質疑の締め切りは一般質問初日の前日9月3日の午後3時ということになっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたが、8月22日告示、8月30日招集、付議予定案件は26件、この審議のために合計27日間を要するというので会期は、8月30日から9月25日までの27日間としたいものであります。27日間の会期を前提とした日割りについては、7ページのとおりに説明がありました。委員会審査の順番については後程決めたいと思います。①の会期、②の日割りについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） お諮りします。①会期、②日割りについては、ただいまの説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、会期と日割りについてはこのように決定しました。

次に、委員会審査の順番について委員長間で御協議いただきたいと思います。しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。

調整の結果13日は総務文教委員会、17日は建設厚生委員会、19日は産業経済委員会ということに決定されました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、委員会の日程については、このように決定されました。次に、一般質問の通告締め切りが8月27日正午、決算総括質疑の締め切りが9月3日午後3時で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、通告締め切りについては、このように決定しました。なお、一般質問及び決算総括質疑の割り振りについては、原則として通告順ということでありますので、議会運営委員会は開催せず、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、質問の割り振りについてはこのように取り扱います。一般質問通告者の受付について、事務局の説明を求めます。

局長。

○事務局長（築田和志） 2点ほど御確認のためにお願いたします。一般質問の通告の受付は、朝8時30分ということになっておりますが、8時30分前に到着した場合、2人、3人という場合はくじ引きで順番を決めるということになっておりますので御承知おきください。締め切りは正午ということになっております。正午を過ぎましたら受けられないということで、これは必ず御持参いただくということになっておりますので改めて御確認という意味です。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 次に③議事日程について事務局の説明を願います。

事務局長。

○事務局長（築田和志） それではレジメ③議事日程についてを御説明いたします。レジメの8ページをごらんください。議事日程第1号は、8月30日10時からですが、日程第1から第3につきましては記載のとおりでございます。

第4、議案第58号の市道認定関係は建設厚生委員会へ、第5、議案第59号につきましては産業経済委員会へそれぞれ付託されます。第6、議案第47号から議案第53号の条例関係は、総務文教委員会へ付託されます。第7、議案第54号から議案第57号の条例関係は、産業経済委員会へ付託されます。第8、議案第60号から議案第61号の各補正予算ですが、それぞれの所管委員会へ付託されることとなります。以上につきましては、総括質疑は議案ごとに3回まで、該当所管委員の皆さんは質疑なしということをお願いいたします。

続きまして9月4日、日程第2号、10時から本会議一般質問でございます。続きまして9月5日、日程第3号、一般質問2日目でございますが、通告人数によってはなくなる可能性があります。質問の割り振りは委員長に一任されました。続きまして9月10日、日程第4号、この日は9時30分開始でお願いします。レジメ10ページをごらんください。日程第4のこの順で議案第72号まで提案説明があり、その後通告による総括質疑となります。この日程第4は11日に延会になった場合は、この議事日程第4号そのまま議事日程第5として再度適用されます。恐れ入ります。9ページへお戻りください。

9月11日、日程第5、同じく9時30分開始です。通告人数によりましては休会となります。9月25日最終日の日程第6号、10時開始。委員会付託案件につきまして委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。レジメ2ページへ戻ってください。以上③議事日程を説明しました。

○委員長（佐藤栄一） ただいま③議事日程について説明がありましたが、これらについて何かございますでしょうか。
小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ここで確認させていただきたいんですが、決算認定の委員会審査のやり方なんですけれども、あらかじめ委員から質疑を出していただいて、それに沿って項目ごとにやっていくというやり方で進めていくことで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 前々回からですかね。そのような形で運用をしてるわけですので、私としては基本的に継続だというふうに思っております。ただ、新しい議員の皆さんにはそういった説明されているかどうか。これは事務局どうですかね。

局長。

○事務局長（築田和志） 新しい議員さんへの説明の中で触れているとは思ってるんですが、具体的な話に深くわかりやすくはまだされてないと思いますので、この後説明させていただくことでよろしいですか。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ちょっと私もその辺が心配だったんで、去年の例か、3月の予算のとき同じやり方ですので、実例ですね、こんなふうというのを説明していただけるとスムーズにいくかなと思いますのでよろしくお願います。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） それでは例として前回のペーパーを参考までにコピーをしてこんな形だということでお示しさせていただきますと思います。よろしくお願います。

○委員長（佐藤栄一） できれば議案の配付のときに一緒に付けられないかな、説明くっつけて。そして初日の全協で再度こういうことですよということを付け加えてもらえれば新人さんには助かるのかながでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よろしくお願います。

○委員長（佐藤栄一） では、そのような形で取り扱っていただきたいと思います。

③については、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） お諮りします。議事日程についてはただいまの説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、議事日程についてはこのように決定されました。次に④追加議案と⑤請願・陳情受付状況及び⑥要請の受付等について説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） そこにお示しましたとおり、本日現在追加議案、請願、陳情、要請についてはございません。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 追加議案、請願、陳情、要請の関係については説明のとおりです。これらについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは今後本会議3日前までに請願等が提出された場合は、議運開催の時間がありませんのでその付託先など取り扱いを初日の全協にて議長より報告とすることにさせていただきたいと思っております。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 異議なしということでお願いいたします。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（佐藤栄一） 次に2) 全員協議会報告事項について説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） それでは、2ページの2) ということでごらんいただきたいと思っております。①番、議会側全員協議会を8月30日、本会議開始前9時からこの委員会室にて開催いたしますのでよろしくお願いたします。平成30年度議会関係費の決算の説明、それから本日の議運協議の結果等の説明、それから広報広聴委員会について報告するものでございます。

②執行部側全協につきましては8月30日の本会議終了後、新市建設計画の変更について企画政策課から報告がございます。資料につきましては、議案配付と同時に配付されるというものでございます。参考までにこの新市建設計画の変更というのは、どういうものかというのでございますが、法律が改正されまして、この計画が5年間延期されたということで、これに合わせて合併特例債も5年先まで使いたいということから5年延ばすということの変更が主なものであります。それに伴いまして内容も若干変更部分あるんですが、資料をまたごらんいただきたいと思っております。それから、③ですが9月25日の本会議終了後、これにつきましては本会議場におきまして、妙高市立地適正化計画の策定状況についてということで建設課から説明がございます。資料につきましては議案配付にちょっと間に合わないということで、9月10日ころには配付させていただくということで聞いておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたが、何かございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今の立地適正化計画、コンパクトシティの件だと思うんですけど、9月10日というのは、もうちょっと早めることできないもんなんでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 局長

○事務局長（築田和志） この辺につきましては、所管課にもう少し早くいただけないのかということで事務局側からもお願いしたんですが、決裁の関係等でここがいっぱいだという回答をいただいておりますが、再度、もう一度、後程確認はさせていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 確か今月末に都計審があるというふうに聞いてるんですが、それ以降でなきゃ出せないのはわかるんですけども、同じ資料と言いますかね、その説明だと思しますので出来るだけ議会側にも情報をいただけるようにお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） すみません。今議員がおっしゃられたとおりですね、審議会が開催されましてその意見を吸い上げて、また内容を変更したり、修正したりということがあるということで、10日がいっぱいということでございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 基本的には策定状況だから完成品じゃないということですね。

〔「そうだと思います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） 審議会はまだその後も続くということですので、委員長のおっしゃるとおりだと思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） これは非常に大事な計画ですが、確か12月に何か条例だか何か議案を提出するようなスケジュールを聞いておりますが、それでいいんですかいねや。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） そのように聞いております。

○委員長（佐藤栄一） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3) 協議事項

○委員長（佐藤栄一） なければ次に3) 協議事項について、本日は新議長の所信表明にもありましたが新たな議会体制、全体の改革に繋がるものです。つきましては関根議長より④の広報広聴委員会についての考え方と意見をこの場においてお話させていただきたいと思います。その上で協議をしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

関根議長。

○議長（関根正明） 臨時議会の所信表明におきまして、次のように述べさせていただきました。議会には条例をつくるルールメーカーとしての役割をより一層強化することが望まれております。課題を解決していくうえで、政策提言力の強化が重要で市民の声を受け止めそのまま市長部局につなげていくだけではなく、地域課題の本質を精査し政策化してアウトプットしていくべきと考えております。

開かれた議会を実践し、広報広聴の広聴部門の充実を図っていくべきと感じ、広報広聴委員会を特別委員会として運用したいと述べさせていただきました。

PRは戦後の民主化を進めるために導入されたものであり、この概念は本来的に広報という自治体側からの情報発信のみならず、市民からの情報収集である広聴を含むものであります。日本では、広報重視、広聴軽視の傾向が続いてまいりました。また、自治体の二元代表制という理念からすると執行機関と自治機関それぞれの主体となる

広報広聴活動があると考えております。議会に関心がないということが事実であります。議会に興味関心がない人、また議会に批判的な人に対して議会のことを伝えることは非常に難しい問題です。代表制という仕組みを成り立たせる有権者がこの仕組みが信頼に足るもの認識するためには、代表として選出された議員がその不可能な克服しようとする有権者に見せることが不可欠となります。ここに議会広報広聴が必要とされる理由であります。今広がりつつある全国的な自治体議会改革は代表制が抱える問題に対して議会が真剣に向き合い、合意調達機関としての活動を開始したと捉えることができます。

議会による広報広聴活動の充実発展は、議会と住民とのオープンなコミュニケーションを進め、住民への説明責任を果たすこと、同時に議会活動の透明性を高めること、代表制が機能していることを示すこととなります。妙高市議会においても広報紙やウェブサイト、議会中継などに取り組み形式的には広報メニューが充実しております。しかし、実際には議会広報紙は特定の住民にしか読まれていないし、ウェブサイトや議会中継を見ている住民は少ないと思います。議会議員と地域住民とのコミュニケーション不足を解消するためには、広報広聴活動、議会報告会の充実や他の方法を模索することを通じて、広報広聴委員会の充実以外にないものと考えております。

両者の距離を狭め、信頼関係の構築が重要になってまいります。過日議会運営委員長、副委員長、議長、副議長、事務局との打ち合わせの中で、実質的には議会報告会の運用と議会だよりの定常的に行うものから、広報広聴委員会を特別委員会には合わない判断されました。また、広報広聴は定常的な業務であることから常任委員会としても常任委員会としている議会は全国にはありますが、まだ根拠を明確に示した議会はほとんどない状態です。

広報広聴委員会の充実を目指していくべきと結論付けられました。今までの広報広聴委員会に議会だよりの編集委員会を合併して、広報広聴委員のメンバーを各常任委員会、副議長を含め各常任委員会2名として充実を目指すことが大事だと意見の集約ができたと思っております。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤栄一） ただいま議長のほうから新しい広報広聴委員会についての思いを語られましたが、委員の皆さんから御意見等お聞きしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 例にとっては今までの広報広聴委員会のやり方なんですけども、市民との関係で開かれた議会ってのは、関根議長が当初の時に言われた話だったと思うんですけども、いかに我々が市民の近間について言いますか、中にと行っていいか、そこへ出向いて行って、意見を聞き、議論を交わす。この辺のところを掘り下げられないと今議長が述べたような形のもの出来ていかないのかなというふうに思ってます。

議会改革云々て言うのは、次の課題で入っていくんですけどもその一環でもあるのかなというふうにも思ってるんですけども、そんなことで私個人的には広報広聴委員会を充実させることによって、もっと議会報告、意見交換会を身近なものに、市民の我々の立場じゃなくて、市民の身近なものを持って行かなかきゃならんというのは常々思っていたところでもあります。したがって皆さんとの意見交換をしながら大いにそこに踏み込みしていければというのが私の考えです。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤栄一） ほかにございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 広報広聴の重要性、特に広聴、市民の声をいかに議会に反映させるか、それを反映させた中での政策提言力を高める。これ非常に大事なことであり、私も議長のお考えに賛同させていただきたいというふうに思います。

具体的なやり方についてなんですけど、方向性ということで書かれておりますけども、そちらについてはですね、今まで議会運営委員会が議会改革もやったり広報広聴もやったりということで非常に大変であったということもあ

りますし、それ以外の皆さん方の議員の意見もそこに反映するということが大事なことでないのかなど、議連のメンバー以外は全協で説明してということになっておりましたので、そうではなくてやはり広範な議員のみなさんの意見を取り入れるという意味でこの構成についてはですね、十分検討していただきたい。今2名、委員会から2名というような話ありましたけれども、具体的な人選をどうしたらいいのかをお考えあったらお聞かせいただければと思うんですが。

○委員長（佐藤栄一） 関根議長。

○議長（関根正明） とりあえず、まだ決定はしておりません。人員に関しては、とりあえず6名構成で副議長を含めてという形にしたいということはこの間合意を見ております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） よろしいですか。ほかに。

八木委員。

○八木委員（八木清美） ちょっとお尋ねしたいんですが、広報広聴委員会ということで進めるということで特に特別委員会の設置は難しいというその理由についてもう一度お尋ねしたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 関根議長。

○議長（関根正明） 先ほど申しましたけど、常にやっていく状況ですので、特別委員会って事が成ればそれで終わりという形をとるのが常だと思いますんで、それにそぐわない。全国的には特別委員会を形成してるとこかなりありますけど、この間の執行部と言いますか、議連の委員長、副委員長との閑談の中でその辺がちょっと問題あるんじゃないかという形でありました。それであと常任委員会という柏崎が今年の6月に常任委員会化してますけど、それもまだ全国的に少ない面もありますし、まだ法的根拠は薄いということで明確な設置理由が色々調べてみたんですがまだ出てない状況なんで、とりあえずこの形で進めさせていただければ一番いいかなと思っております。

○委員長（佐藤栄一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私の知る限りは防衛施設周辺の特別委員会とかですね、それから基本条例を設置する際の特別委員会ということで、一定の効果があつた時点で終了したということで覚えております。そういう意味からもそぐわないということであれば、納得いたします。広報広聴委員会ということで今後例えばですね、広報と広聴とあるわけですが、広報部とあるいは広聴部と分けるとかそういうような考えはありますか。

○委員長（佐藤栄一） 関根議長。

○議長（関根正明） とりあえず広報、広聴が表裏一体だと思ってますので、とりあえず2つに分けるとするのはなかなか難しいのかなと思っています。

○委員長（佐藤栄一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ほかの自治体見るとそういうところもあるということで、見受けておりますので特に地域の課題解決のために不可能を可能にしたいという思いの中みんなと一緒にまた取り組んでいければと思ってます、ありがとうございました。

〔「もう一点いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） もう一点議長のお考えをお聞かせいただきたいんですが、議会報告会・意見交換会、何年か何回か回を重ねてきて課題が見えてきている部分もあるというふうに思っております。今後の広報広聴委員会が中心になって立案実施していくということになるかと思いますが、それに対して今までのやってきたことに対する御意見、今後どういうふうにする、したほうがいいんじゃないかという方向性についてのですね、御意見ありましたら承りたいと思っております。

○委員長（佐藤栄一） 関根議長。

○議長（関根正明） 今までの議会報告会は、あくまでも動員しなかつたとなかなか集まらなかつたという状況なものですから、それが必要なことは事実だと思いますが、実際細かい部門の中で委員会で行っていたような形の各団体並びにそういうところに目を向けながらその辺も広報広聴委員会の中で精査していただいて、進めていただければ幸いです。

○委員長（佐藤栄一） ほかに。渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） すみません。渡部でございます。知らないながらに質問をさせていただきでございますが、今ほど八木委員のほうからございましたように、ある一定の成果を求めるのが特別委員会と、その一定の成果を求める特別委員会ではなく普通の形で進めていくということは、いつまでに成果を求めるかというのが期限が見えてこない。であれば逆に特別委員会を設置して、いつまでに広報広聴の成果を見せるんだという意思表示にもなるのかなと思われまして、また常任委員会の中から副委員長が広報広聴のほうに充て職的な形になっておりますが、副委員長の立場としては、委員長が万一のことがあった場合委員長職も担わなければいけない。でするので充て職の形ではなく、委員会の中で選任して出していく。そしてその形の中で常任委員会もあるし今までの形もあるしということで御審議いただけたらなど知らないながら申し訳ございませんが、ということでございます。

○委員長（佐藤栄一） 答弁もとめますか。

〔結構です。そんな考えを持つてるといふことですので。〕と呼ぶ者あり

○委員長（佐藤栄一） 合わせて特別委員会今ほど成果を求めると、調査研究するのが特別委員会という形になっておりますが、もう1つ今回特別委員会にできなかったのは、議会基本条例に広報広聴委員会を置くというのが最高規範にのっかってるわけです。これを特別委員会にするには、最高規範の見直ししなきゃいけない。見直しをするにはこの議会運営委員会でかなり議論して、どう直すかやらなきゃいけない。そうするとスピード感がなくなつていふということで、議長の思いを受け継ぐにはすぐやらなきゃいけないということを考えれば、そのまま基本条例を構わずにマニュアルで対応していくという考え方だと私は思つてますので、その中の流れで結果として特別委員会ではなく、広報広聴委員会という形で進めるということでございますので御理解いただきたいと思つてます。

〔委員長よろしいですか〕と呼ぶ者あり

○委員長（佐藤栄一） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） それでは、委員長からの話もよくわかりましたし、すぐ取り組むということ。ただ、疑問の1つとしてそれもあるということ。ですので広報広聴委員会として今回の条例に載つてるのでいつまでに結果を出すというのをある程度どこかで明記をするとか、表記をしながら進めていくというのも1つの案かなと。でするので全体を議運でもう一回揉むとか大げさな話ではなくて、とにかくスピーディーに確実にいつまでと期限を示すのが一応市民に対してのあれかなというふうな感じておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤栄一） 多分2年以内です。このメンバーがそろつてゐる範囲で。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そのスピーディーというのが非常に大事な部分でもありますし、また議会基本条例の中では改革に向かつて不断の努力ということが非常に重要視されておりますので、その一環としてやるということであれば、より柔軟な形でですね、特別委員会ということになるといろんな規則だとか地方自治法にまで及ぶ規制が係りますので、それよりもより柔軟な形で途中でメンバーチェンジあつたつていいと思つてます。そういうような形でですね、ことを前に進めるということを中心にして取り組んでいただければと思つてます。

○委員長（佐藤栄一） はい、ありがとうございました。ほかにございませぬか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 体制の関係なんですけどね、各委員会2人ずつ6人体制で副議長を含むという形でね、この人選については、どういう位置づけでやるのかなと、一応方向性だけ出しといたほうがいいのかというふうに思っています。まるっきり委員会に任せるといえるのか、充て職対応も視野に入れるのか、あるいはどっかでもって指名するのか、その辺のところをちょっと意見交換だけでもしておいたほうがいかなというところなんです。

○委員長（佐藤栄一） わかりました。この件についてまず議長の考えを聞いてよろしいですかね。

関根議長。

○議長（関根正明） 私の考えといたしましては、一応指名をしていきたいと思っております。特に議会改革という点、広報広聴に関しては、2期、3期議員、2期以上の方を中心に選任していきたいと思っております。

最初の年はなかなかその辺がわかっておられない方が多いと思いますので、この2年間はそういう形で進めていきたいと思っておりますので、議長にお任せいただければ幸いですと思っております。

○委員長（佐藤栄一） これについて御意見ございませんか。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今議長のほうから話がありましたが、2期以上という1つの話がありましたが、私自身はこれからのいろんな将来を考えたときに、新しい議員のですね、発想それから新しい議員を育てていくという意味からしてもですね、この中にですね私は含めて人材、議員の育成、教育していくべきではないかというふうな思っておるところです。意見としてです。

○委員長（佐藤栄一） 意見としてでいいですね。ほかにございますか。

ないようでしたらこの広報広聴委員会の設置については皆さんにお諮りしたいと思っておりますが、新しい形で設置をするということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めます。合わせて、委員の選出につきましては各常任委員会より副議長を含めて2名ずつ、選出すると。選出に当たっては議長に一任するという御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） このような形で広報広聴委員会を取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。次に②議会改革に関することについてを議題としたいと思います。これにつきましては議会改革については、議会基本条例並びにマニュアルでは議会運営委員会がこの任を担うということになっております。そのこともありますので私のほうから若干説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

今ほど申し上げましたとおり議会改革については、議会運営委員会で進んでいくということになっておりますが、実は前回までの議会運営委員会には、たくさんの皆様方から提案された議題が山のように残っております。それを何とか処理しないと次の議会改革が出来ないのではないのかなというのが私の思いです、何としてもその処理をしていきたい。合わせてこの問題はスピーディーにやっつけていかなきゃいけないというのが各議員の皆さんも思っていることだと思いますので、その辺の審議の仕方について結論を出していきたいというふうには思っておりますが、基本的に今まで出されてきた課題、それらをきちっと整理をして次に進みたいという思いがございます。

つきましては、沢山ある課題につきまして議会運営委員会全員で再度議論をするのではなく、少数でこれらを議論してそのまとめたものについて議会運営委員会にお諮りをして、そして結論を早く出してほしいとそのあとにつきましては、新しい議会改革の進め方をどうするかというのをその4人か何人かの方々に一応案を出していただきながら議会運営委員会の中で諮って、最終的には全員協議会にお諮りをして進めていきたいというのが私の考

えてございます。議運の皆さん全員で取り組んでもいいんですが、正直言って2年かかって進んだ量はかなりの量でもあります。まだ残ってる量もまだたっぷりあるということで、正直言いまして今回新しい議運の皆さんには全部説明をして御理解いただいてから進めなきゃいけないということは、大変な苦勞だと思っておりますので、できれば、小委員会を設けさせていただいてそこでまずは処理を、処理という言い方悪いかもしれませんが方向性を出して次に進めていきたいなというふうに思ってますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） よろしいでしょうか。

八木委員。

○八木委員（八木清美） その小委員会の選定の仕方、それからそこで決められたことをとりあえず提案していくという形でよろしいですか。

○委員長（佐藤栄一） 小委員会のメンバーはこの議会運営委員会の中から選んでいきたいと思ってますし、これは決定する機関ではないので議会運営委員会にその案をお諮りして、議会運営委員会で承諾いただいたものを全員協議会に諮って承諾をいただくという流れになっていくと思います。

このような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） よろしければ、この委員の選任については委員長一任ということでお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは私のほうから指名をさせていただきたいと思えます。

委員につきましては、4人でいきたいなというふうに思っております。私を含めて正副委員長、高田副委員長と霜鳥委員と小嶋委員の4人で編成をさせていただいて進めたいと思えますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ではそのような形で取り組んでいきたいと思えますのでよろしくお願いをいたします。

また、各委員の皆さん方で私の考え等ございましたら、いろんな考えございましたらこの方々に言っていただければそれらを吸収しながら進めたいと思えます。とりあえずは今までの課題を整理をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そのスケジュール的なものね、先ほどスピーディーという話がありましたけど、おおよその目安、いつまでに何々をどうするというような、ここに提案する。その目安の委員長の考え方をお聞かせいただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） できるだけ早くなんですが、私は9月の議会中でも4人の小委員会を開きたいと思ってるんですけど、総括質疑、一般質問あるんでその後になるのかなというふうに思ってますが、できれば12月議会前までには少しは先に見えるものにして、次の形をつくっていききたいなというふうな思いでございますので、ちょっと窮屈になるかもしれませんがよろしくお願いをします。

この件は以上でよろしいでしょうか。

〔「はし」と呼ぶ者あり〕

4) その他

○委員長（佐藤栄一） 次に4) その他について一括説明願います。

局長。

○事務局長（築田和志） それでは4) その他について説明させていただきます。①常任委員会の先進地調査の日程についてでございます。9月定例会の各委員会で日程、訪問先、調査項目を決定していただき最終日に閉会中の継続審査の項目として諮られることとなっております。なお、決定している事項、日程などですがこれにつきましては初日の全員協議会でお知らせしたいと思っておりますので事務局まで連絡をお願いいたします。

②今後予定されている会議等でございます。記載のとおり、議会力向上研修会、これが9月30日月曜日に予定されております。現在内容を調整中ですので、詳細が決まりましたら皆様のレターケースに配付させていただきたいと思っております。

次です、第3次妙高市総合計画（案）、議員の皆様との意見交換会が9月25日水曜日、本会議終了後とそれから10月1日火曜日午後の2回ですね、この委員会室にて予定されております。内容は、総合計画の案に対する質疑、意見交換となります。9月25日は概略説明をさせていただいて、日を置いて質疑、意見交換というような二段階構成でございます。

次です。上越三市議会議員の合同研修会。これにつきましては11月21日木曜日に計画を進めております。現在詳細は調整中ですので、詳細が決まりましたらこれも皆様方のレターケースに配付させていただきたいと思っております。

最後になります。恐れ入ります。8ページの議事日程第1号をもう一度ごらんいただきたいと思っております。

初日の第3、諸般の報告のところの一番最後の米印のところ、公務作業中の瑕疵による損害賠償額の決定についてというのがありますが、これについては実は追加となって出てきたいものでございます。資料は今回の議案配付に間に合いません、後日の29日まで、いわゆる30日の初日前までには配付したいということでございますので御了承いただきたいと思っております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ただいまの説明に対して何かございますか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 2つ目の総合計画の意見交換会なんですけれども、これも議会の議決事項ではあるわけですね。そうすると、意見交換会の位置づけというのはどういうものなのかな、事前審査にならないような聞き方なさいとか、いろんな制約も出て来るかなというふうに心配はするんですけども、ただ単におまんどう思うねという程度の話なのか、そこら辺のところ、どういう考えでいるか。お願いします。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） まず、詳細については聞いておらないんですが、概略聞いている範囲ではまず1回で説明をかなりの量、ボリュームありますので、説明をしてその場で意見交換するというのはなかなか難しいということでまずは、概略一色単に説明させていただいて、そして議員の皆様の内容を承知していただいた上で疑問になるところとか拾い上げていただいて改めて10月10日の日に時間を設けて質疑、意見交換をしたい。その交換内容につきましては今小嶋議員さんがおっしゃられたとおり、あまり内容が変わるような大きな質疑、交換になるとそのような話になるかと思うんですけども、その後にまたパブリックコメントですとかいろんなものが計画されておりますし、審議会もまだ残されているということですので、そのもし議員の皆さんから出た意見も多少なりとも反映できるのであれば、反映していくかもしれないというお話も聞いております。ただ、企画政策課のほうにですね、どの程度の質疑、交換かというところは具体的に聞いておりませんのでこれにつきましては、もし制約があるのであれば確認したいと思っております。

○委員長（佐藤栄一） パブコメはこの後ですね。局長。

○事務局長（築田和志） はい。と聞いております。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） これ策定にあたっては、いろんな市民団体だとか、そういうところからの意見も徴収しながらやってるというふうにするんですけども、あるいは審議会の中でもね。そういうのと同じレベルで意見を述べるというスタンスでよろしいんですかね。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） はい。具体的な質疑の内容につきましてはその場で色々調整が必要かと思うんですけども、私が所管課に確認したところでは、審議会でのいろんな御意見を吸い上げて固めていった内容をその後に議員の皆様からまた、説明して意見をいただければ、また内容が変わる部分もあるんじゃないですかということで確認したところ、それはそれで必要であればそうしていきたいということも話をしておりましたので、その内容についてまてどこからどこまでの内容だったらいいか、どういう質問だったらいいかいいのかというところは、まだ確認できておりません。

○委員長（佐藤栄一） この後にパブリックコメントがあるんですから、事前審査にはならないと。

〔「なるほど」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 思いますので…。

〔「その辺見解だけしっかり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） だと私は思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ほかにございませんか。

八木委員。

○八木委員（八木清美） すみません。議会力の向上研修についてですけど、この時間については、例えば午前とか、午後とか、夜とか大ざっぱにどうですか。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） 実はこちらの講師の方につきましては、龍谷大学の教授をお願いしております、朝出てきたとしてもお昼に到着。従いまして開催は午後からという形になります。時間はこれから調整するんですけども、恐らく1時半とか2時くらいから始まる。終わりはそのまま、また先生の細かいスケジュールは確認しておりますがまた戻られるというふうにするので、夕方までには終了するのではないかとというふうにして今調整中でございます。

○委員長（佐藤栄一） そのほかございませんか。ないようでしたら、1つ委員長さんこれから委員長報告というのが議会の最終日にあると思うんですが、慣例に従って自作でおつくりいただきたいと思います。資料については事務局のほうで用意しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして…、渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 委員長すみません。ほかでもないんですが、私今回この場で発言させていただいて、それをもし委員長、もしくは議長から全協の場で周知いただければという内容なんでございますが、なんてことないんですわ。妙高市議会議員の政治倫理条例の中に職員の職務の執行を妨げないという条項があるんですけども、提出物が期間守られていないということが、職員の方々から議員さんたちはなかなか最近提出物時間に出してくれないよねと。大きな話からすると、選挙後の収支報告書も期限を守られない方が若干あったというような話もお聞きしております。ですので、それだと本当に公選法違反にもなってしまいますので、改めてまた全協の場で議長もし

くは委員長から徹底と言うまではないんですけども、お気を付けてくださいくらいの注意を促していただけないのかなと思っておりまして、すみません。

○委員長（佐藤栄一） わかりました。向こうから来るんじゃなくて、こっちが出すものを守れということですか。

〔「そういうことなんです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） これは議長のほうから、全協の場で特定の案件としてではなく、全体の形で言わしていただきたいと思います。

休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○委員長（佐藤栄一） 再開します。

○委員長（佐藤栄一） 以上をもちまして議会運営委員会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午前11時00分